

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立体育館	所在地	秋田市八橋運動公園1-12
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

1 施設の概要													
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。												
県の施策上の施設の位置付け	「第4期秋田スポーツ推進計画」に掲げる、本県の競技力向上やスポーツに親しむ環境の整備を行うための主要施設としてだけでなく、県内有数の観客席を有する屋内施設として、全国規模の大会・イベント等の開催による交流人口の拡大にも資する施設である。「新秋田元気創造プラン」戦略3【目指す姿4】活気あふれる「スポーツ立県あきた」に基づき、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進、子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上、スポーツを通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大を推進するため、施設の有効活用を図る。												
設置年	1968年	経過年数	59年	目標使用年数	60年	残年数	1年	施設面積	敷地面積 17,162.20㎡、建床面積 4,909.30㎡、延床面積 7,636.90㎡				
施設の設置状況	大体育場、小体育場、トレーニング室、会議室、男女更衣室、男女シャワー室、講師控室、貴賓室												
県内類似施設	CNAアリーナ★あきた（秋田市）、みんなの体育館 やばせ（秋田市）						東北各県類似施設		新青森県総合運動公園マエダアリーナ（青森県）、岩手県営体育館（岩手県）、セキスイハイムスーパーアリーナ（宮城県）、山形県体育館（山形県）、あづま総合体育館（福島県）				
施設の基本的な方針（個別施設計画）	方向性	方向性に向けた対応											
	集約	現体育館とスポーツ科学センターを集約・複合化させた新たな施設として、PFI手法により現体育館隣接地に建替整備する。（整備期間：R7～10）現体育館は新体育館の整備期間中も供用を継続し、機能維持に努め、新体育館開館後に解体する。											
料金制	指定管理料金制	主な料金設定	<p>&lt;大体育館（入場料を徴収しない場合）&gt; ○アマチュアスポーツ使用（児童生徒のため）：810円/h、（児童生徒以外の者のため）：1,720円/h ○その他催物（平日）：6,840円/h、（休日）：8,170円/h</p> <p>&lt;大体育館（入場料を徴収する場合）&gt; ○アマチュアスポーツ使用（児童生徒のため）：1,880円/h、（児童生徒以外の者のため）：3,940円/h ○その他催物（営利目的としない）（平日：午前9時～午後1時）：12,050円/h、（平日：午後1時～午後5時）：15,070円/h （休日：午前9時～午後1時）：14,460円/h、（休日：午後1時～午後5時）：18,070円/h ○その他催物（営利目的とする）（平日：午前9時～午後1時）：24,100円/h、（平日：午後1時～午後5時）：30,120円/h （休日：午前9時～午後1時）：28,910円/h、（休日：午後1時～午後5時）：36,140円/h</p>										
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）					営業期間・時間	通年（12/29～1/3を除く）・午前9時から午後9時						
指定管理業務の内容	(1) 体育館に係る使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 体育館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務					自主事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクティブクラブ（キッズ・ジュニア） ・貯筋クラブ ・ゆっくりかたんヨガ</li> <li>・シニアからはじめるヒップホップ ・シニアボクシングエクササイズ&amp;エアロ ・坐禅会</li> <li>・陶芸教室 ・フェイクスイーツ教室 ・ノルディックウォーキング</li> <li>・ノルディックウォーキングボール貸出し ・施設一般開放「スポーツを楽しむ日」</li> <li>・ニュースポーツ用具貸出し</li> </ul>						
サウンディング実施対象	×	年間利用者数（人）	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用収入（千円）	R3	R4	R5	R6	R7
			10,589	2,199	50,954	59,016	65,074		1,579	607	6,924	7,485	10,980
収支決算（千円）	収入	項目	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用者数	増減要因の分析				
		利用料収入							収入については令和6年度と同規模となった。スポーツ大会での利用人数減少はあったものの、大規模音楽イベントが行われたこと、令和6年度は1回だったWリーグでの利用が令和7年度は2回だったこと、夜間（17時～）の稼働率上昇等の要因により前年度比で10%の増となった。				
		指定管理料	50,110	45,300	50,110	50,110	50,110						
		その他収入	562	1,010	1,380	3,384	3,041						
	合計	50,672	46,310	51,490	53,494	53,151							
	支出	人件費	31,726	21,796	28,871	28,555	29,915		支出については人件費の増加が大きく影響した。体育館職員分の人件費だけでなく、委託契約においても人件費上昇分が上乗せとなった。修繕費等を必要最低限に抑制したが、人件費上昇分や高止まりしている光熱費を賄うには至らず、収支差はマイナスとなった。				
		光熱水費	2,249	2,501	5,322	5,659	5,296						
		修繕費	61	329	1,109	801	529						
		委託料	4,877	4,716	5,897	6,062	6,210						
		その他支出	8,005	8,802	10,909	12,577	12,226						
合計		46,918	38,144	52,108	53,654	54,176							
収支差	3,754	8,166	▲ 618	▲ 160	▲ 1,025								

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立体育館	所在地	秋田市八橋運動公園1-12
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

2 <観点Ⅰ> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組						
運営方針・施設の利用目標						
目標・実績	目標の内容	利用者数 48,500人				
	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析	
	目標	47,600	54,700	48,500	学校行事での利用件数が令和6年度に比べ少なかったことや、人口減少の影響によるスポーツ大会での利用人数減少はあったものの、大規模音楽イベントが行われたこと、令和6年度は1回だったWリーグでの利用が令和7年度は2回だったこと、夜間（17時～）の稼働率上昇等の要因により目標を達成することができた。	
	実績	50,954	59,016	65,074		
	達成率	107.0%	107.9%	134.2%		
具体的な取組とその効果	大手プロモーター各社宛てに毎年一次申請の案内を送付している。そのほか令和5年度から継続している取り組みとして利用促進チラシの配布を行った。新規利用団体獲得や屋外競技の冬場の練習場所としての需要を見込んだチラシ配布で、陸上競技、ラグビー、テニス等の団体利用に繋がった。また、自主事業においては令和6年度にシニア世代向け各事業で開始したスタンプカード（10回参加すると1回無料で教室に参加できる特典）が好評を得ており、継続的な参加を促す要因となっている。					
次年度の目標	目標の内容	利用者数 36,600人				
	設定の根拠	一次及び二次申請において決定した行事のほか、自主事業は事業計画を基に、貸切使用は令和7年度の利用実績を基に設定した。新県立体育館建設工事に伴って隣接駐車場の使用ができなくなったことにより、令和7年度まで実施されていたS/Jリーグ、シニアオープンバドミントン競技会等が予定されていないため前年度より少ない目標数値となった。				
<観点Ⅰ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）			
	指定管理者	A	令和6年度は2,546人だった学校行事での利用が令和7年度は721人、同じく38,031人だった大会での利用が31,469人と減少した部分はあったものの、大規模音楽イベントでは想定していた6,250人を大きく超える9,539人にご利用いただいたほか、大会以外の貸切利用人数が増加したことにより（令和6年度6,607人 令和7年度8,832人）目標を達成することができたため、A評価とする。			
	県所管課	A	Wリーグ、コンサート等の大規模イベント開催から幅広い世代を対象とした自主事業など、さまざまな利用者のニーズに応える事業を展開し利用促進につなげることができた。取り組みの内容と昨年度利用者数を約10%上回る実績を踏まえ、A評価とする。			
3 <観点Ⅱ> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組						
利用者満足度の実績	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析	
	実績（%）	86.3	86.6	94.3	利用者目線に立った接客を徹底した結果、前年度を7.7%上回った。	
	具体的な取組とその効果	挨拶をはじめとする基本的な接客マナーを徹底するとともに、利用者、特に新規利用者（団体）への申込方法や利用に関する案内を丁寧に行うことを心掛けた。				
<観点Ⅱ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）			
	指定管理者	A	個人・団体ともに初めて利用する方はもちろんのこと、定期的に利用いただいている方々にも安心してお使いいただけるよう各種案内、情報提供をきめ細かく行った。また、利用者からいただいたご意見に対しては、対応可能なものについては迅速な対応を行った。物理的な理由、ルール上の理由等で対応が困難なものについては、曖昧な回答をすることなくきちんと理由を述べた上で対応できないことを伝え、要望の内容によっては代替案を提示するなど誠実な対応を心掛けた。これらの取り組みにより高評価を得ることができたためA評価とする。			
	県所管課	A	平素から利用者目線に立った丁寧な説明や施設利用の案内を心がけていることが、高い満足度にも表れていることからA評価とした。			

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立体育館	所在地	秋田市八橋運動公園1-12
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

4 <観点Ⅲ> 県民サービス及び業務効率性の向上と公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組						
モニタリング項目	モニタリング項目		主な視点	指定管理者	県所管課	
	管理運営体制	① 職員の配置状況	事業計画書等に照らして適切な職員配置となっているか 等		A	A
		② 職員の勤務実績	事業計画書等に照らして適切な勤務実績となっているか 等		A	A
		③ 職員の処遇等	職員の処遇が労働法規に反していないか 等		A	A
		④ 施設等の適切な管理	事業計画書等に照らして日常的な保守管理や定期点検、清掃、警備、修繕等がなされているか 等		A	A
		⑤ 備品の適切な管理	備品の紛失・損傷はないか 等		B	A
		⑥ 個人情報の保護	個人情報取扱特記事項が遵守されているか 等		A	A
		⑦ 安全・安心確保	事故防止マニュアルや緊急時連絡体制を整備しているか 等		A	A
		⑧ 経費の低減・収入の増加	経費の低減や収入の増加の取組が進められ、前年度と比較し、施設の収支状況が改善されたか 等		B	B
		⑨ 健全な経営	指定管理者選定時の財務指標と比較し、特段の経営の悪化がみられないか 等		A	A
	サービス向上	① 開館日・開館時間等	事業計画書等に照らして適切な開館状況となっているか 等		A	A
		② 業務の実施	事業計画書等に照らして適切な業務が実施されているか 等		A	A
		③ 施設の使用許可	事業計画書等に照らして適切に使用許可がされているか、優先的又は不利益な取り扱いはないか 等		A	A
		④ 職員の接客	丁寧な対応や挨拶がなされているか、名札着用や適正な服装をしているか 等		A	A
⑤ 広報・利用情報の発信		ウェブサイトやSNS、パンフレットなど、多様な媒体により積極的な広報を実施しているか 等		A	A	
⑥ 利用者の相談・意見・苦情		ウェブサイトや電話等による相談窓口を整備し、利用者からの相談・意見・苦情への対応策を講じているか 等		A	A	
⑦ 課題への対応		利用状況のほか、満足度調査等から課題を抽出し、対応策を講じているか 等		A	A	
<観点Ⅲ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）			
	指定管理者	A	B評価となっている備品について、紛失したものはないが長年使用しているものが多く、複数の備品で損傷が見られる。使用に影響のない程度の損傷で、修理可能なものは社員が行ったものも含め修理を行った。修理が難しいものについては引き続き県に相談のうえ、適切な備品管理に努める。 施設の使用許可については、優先的又は不利益な取り扱いは一切なく適正な使用許可を行った。なお、これまでルールが必ずしも十分に明確化されていない部分があり利用者の皆様に混乱や誤解を招く場面があったため、こうした点を真摯に受け止め令和8年4月使用分よりルールを明確化した。新たなルールの周知徹底を行い、利用者気持ちよく使っていただけるよう取り組んでいく。			
	県所管課	A	⑤備品の適切な管理については、年数経過による劣化がみられるものの大きな損壊等はなく、自社での補修等を含め適切に管理・運用をしていることからA評価とした。⑧経費の低減・収入の増加については、経費削減に努めたことが覗かれるものの、マイナスを補填する収入の確保までに至らなかった点を踏まえB評価とした。 その他については全体的に良好な管理運営を行ったことから総合評価をAとした。			

指定管理者制度導入施設評価票  
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立体育館	所在地	秋田市八橋運動公園1-12
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

5 県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方		
県の施策の達成状況	県民のスポーツ利用や各種自主事業の積極的な実施により、「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進や子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上が図られている。また、大規模スポーツ大会やコンサート等の開催により、競技力の向上や交流人口の拡大の推進も図られている。	
施設運営の課題	令和10年度で目標使用年数の60年に到達することから、施設の老朽化が進行している。10年秋の開館を目指し新県立体育館整備が計画されているが、閉館まで効率的な維持管理を行うとともに、必要に応じた修繕等により利用者の安全を確保する必要がある。	
今後の方向性	限られた予算の中で、緊急性や法令遵守などの優先事項をもとに、計画的な施設修繕・更新を実施していく。また、令和8年度から利用料金併用制を導入し、民間のノウハウを生かした運営により利用者数の増加、ならびに収益拡大につながるよう促していく。	
6 外部有識者委員会による評価（提言）		
評価(提言) 令和6年度	施設の管理運営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支が安定していることから、施設運営について評価できる。</li> <li>・残り少ない使用年数となるが、安全対策は適切に行っていたきたい。</li> <li>・経費節減のために敷地内の低木の剪定等を外部委託から直営に切り替えているが、県所有物であることから、リスクマネジメントの観点から県と適切に情報共有の上、直営で実施いただきたい。</li> </ul>
	県の施策達成に向けた施設運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残り少ない使用年数となるが、安全対策は適切に行っていたきたい。</li> </ul>
評価(提言)を踏まえた対応方針 令和6年度	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直営で実施する芝刈り及び低木剪定作業については、県と情報共有しながら適切な管理に務める。</li> <li>・刈払機作業従事者安全衛生教育の受講や作業前後の機器点検実施等、安全教育に務める。</li> </ul>
	県所管課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館まで効率的な維持管理を行うとともに、必要に応じた修繕等により利用者等の安全対策を行っていく。</li> </ul>
対応方針の進捗状況 令和7年度	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度より利用料金制となり、これまで以上に多くの県民にご利用いただけるよう創意工夫を凝らし、サービス向上に努める。</li> <li>・直営で実施している芝刈り及び低木剪定作業については、県と情報共有しながら今年度も継続して行う。</li> <li>・新県立体育館の準備工事が始まり駐車場の運用が変更となっているが、安全にご利用いただけるよう引き続き情報提供を行う。</li> </ul>
	県所管課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館まで効率的な維持管理を行うとともに、必要に応じた修繕等により利用者等の安全対策を引き続き行っていく。</li> </ul>

○秋田県立体育館条例

昭和四十三年九月三十日  
秋田県条例第五十五号

秋田県立体育館条例をここに公布する。

秋田県立体育館条例

(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もつて県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県立体育館(以下「体育館」という。)を秋田市八橋運動公園一番十二号に設置する。

(昭五七条例四二・一部改正)

(使用の許可)

第二条 体育館を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

(昭六一条例二三・旧第三条繰上、平一七条例八二・平二一条例八八・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかつたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第四条 体育館を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、体育館を使用させるときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

(昭六一条例二三・旧第四条繰上、平三条例一三・一部改正、平一七条例八二・旧第三条繰下)

(使用料の不還付)

第五条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により体育館を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(昭六一条例二三・旧第五条繰上・一部改正、平一七条例八二・旧第四条繰下・一部改正)

(使用料の減免)

第六条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(昭六一条例二三・旧第六条繰上、平一七条例八二・旧第五条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第七条 体育館の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
  - 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
  - 三 体育館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
  - 四 前三号に掲げるもののほか、体育館の管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 前条の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて体育館の管理を行わなければならない。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十三年十月一日から施行する。  
(重要な公の施設等の範囲を定める条例の一部改正)
- 2 重要な公の施設等の範囲を定める条例(昭和三十九年秋田県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和四八年条例第五六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五一年条例第二五号)抄

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和五五年条例第二二号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年条例第三二号)

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年条例第四二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第二四号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第二三号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第一三号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第四八号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第四五号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一一五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第八二号)抄

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第二二号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第三三号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第四条関係)

(平二〇条例二二・全改、平二六条例三三・平三一条例一一・一部改正)

一 貸切使用する場合の使用料

(一) 大体育場及び小体育場の使用料

区分	使用料の額(一時間につき)		
	午前九時から 午後一時まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで

							の時間以外
大体育場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき	使用者が主として児童生徒のために使用するとき		八一〇円	八一〇円	一、五四〇円
			使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき		一、七二〇円	一、七二〇円	三、二〇〇円
		その他の催物に使用するとき	平日	六、八四〇円	六、八四〇円	一二、八五〇円	
			土曜日・日曜日・休日	八、一七〇円	八、一七〇円	一五、四七〇円	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき	使用者が主として児童生徒のために使用するとき		一、八八〇円	一、八八〇円	三、六四〇円
			使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき		三、九四〇円	三、九四〇円	七、六五〇円
		その他の催物に使用するとき	営利を目的としない催物であるとき	平日	一二、〇五〇円	一五、〇七〇円	二六、五一〇円
				土曜日・日曜日・休日	一四、四六〇円	一八、〇七〇円	三一、七九〇円
		営利を目的とする催物であるとき	平日	二四、一〇〇円	三〇、一二〇円	五三、〇一〇円	
			土曜日・日曜日・休日	二八、九一〇円	三六、一四〇円	六三、六六〇円	
小体育場	アマチュアスポーツに使用するとき	使用者が主として児童生徒のために使用するとき		二一〇円	二一〇円	四一〇円	
		使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき		四六〇円	四六〇円	八四〇円	
	その他の催物に使用するとき	平日	一、七八〇円	一、七八〇円	三、三四〇円		
		土曜日・日曜日・休日	二、一三〇円	二、一三〇円	四、〇二〇円		

備考

- 一 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 二 この表において「児童生徒」とは、小学校就学の始期に達するまでの者、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒(これらの者に準ずる者を含む。)をいう。
- 三 この表に定める時間の区分ごとに、使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 四 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日をいう。
- 五 大体育場の使用において、使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、入場料を徴収する場合の使用料の額とする。

(二) 附属施設及び附属設備の使用料

区分	使用料の額	
	アマチュアスポーツに使用するとき	その他の催物に使用するとき
トレーニング室	一時間につき 四八〇円	一時間につき 六一〇円
会議室	一時間につき 二九〇円	一時間につき 四三〇円
ステージ	一時間につき 二九〇円	一時間につき 四三〇円

浴室	一回につき 七二〇円	一回につき 九五〇円
温水シャワー	一室一時間につき 二九〇円	一室一時間につき 四三〇円
電光掲示板	一組一時間につき 四八〇円	一組一時間につき 六一〇円
ピアノ	一時間につき 四八〇円	一時間につき 六一〇円
いす	一脚一回につき 二〇円	一脚一回につき 二〇円
放送設備	入場料を徴収しない場合	一時間につき 三七〇円
	入場料を徴収する場合	一時間につき 七二〇円
		一時間につき 四八〇円
		一時間につき 九五〇円

備考

- 一 この表に掲げる施設(浴室を除く。)及び設備(いすを除く。)の使用については、使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
  - 二 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
  - 三 放送設備の使用において、使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、入場料を徴収する場合の使用料の額とする。
- (三) 照明等の使用料

区分		使用料の額(一時間につき)		
		アマチュアスポーツに使用するとき	その他の催物に使用するとき	
照明	全館(会議室を除く。)	四、〇七〇円	五、三〇〇円	
	大体育場	全灯使用	二、九四〇円	三、九六〇円
		二分の一減灯使用	二、〇三〇円	二、六七〇円
	小体育場	四〇〇円	五〇〇円	
	会議室	三〇円	四〇円	
	ステージ	一九〇円	二六〇円	
暖房	全館(会議室を除く。)	四、三九〇円	五、七二〇円	
	大体育場	三、〇五〇円	四、〇七〇円	
	小体育場	七一〇円	九〇〇円	
	会議室	七〇円	一〇〇円	
特殊電源装置に係る電気		実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額	実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額	

備考 使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 貸切使用によらず使用する場合の使用料

(一) 体育館(温水シャワーを除く。)の使用料

区分	使用料の額 (午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までのそれぞれの時間の区分ごとに一人につき)
小学校児童及び中学校生徒	五〇円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	一二〇円
一般	二三〇円

備考 この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。

(二) 温水シャワーの使用料

一人一回につき百三十円